

第14回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年12月19日（金曜日）
午前11時



開催場所

東京都中央区八重洲1-3-7
ファーストフィナンシャルビル 2F
ベルサール八重洲RoomF

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件



smartなくらしをsupportする

テクノロジーとアイデアで不動産業界に新しい価値を生み出し、
人々のくらしを豊かにする。

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第14回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第14期（2024年10月1日～2025年9月30日）におきましては、当社の成長ドライバーである入居者アプリ「totono」の需要は高く推移しており、受注拡大に向け注力いたしました。また、前期より取組んでまいりました、入居者からの問い合わせ対応を担うチャットセンターは、導入企業様からも高い評価をいただくなど、事業は順調に進捗しております。安定収益基盤である「スマサポサンキューコール」も堅調に推移し、全体としましては、前期に比べ増収増益となりました。

今期は、引き続き「totono」の受注拡大に注力するとともに、技術開発への継続的な投資を行ってまいります。特にAI技術の活用をさらに推し進め、「totono」に蓄積される膨大な問い合わせデータを分析し、FAQの充実や能動的な情報配信によって、管理会社様と入居者様との間における様々なやりとりを、より迅速かつ正確に処理する仕組みを構築します。これにより、事業運営におけるコスト削減と利益率向上だけでなく、ひいては顧客満足度の向上にも繋がるものと考えております。

これからも、当社は、経営理念である「smartなくらしをsupportする」ため、一貫して入居者のくらしをより快適にするために、全国の不動産管理会社の業務改善を行なうべく、様々なソリューションを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社の活動と成長にご期待いただくとともに、ご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

小、田、慎、山

証券コード9342
2025年12月4日
(電子提供措置の開始日2025年11月27日)

株主各位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
株式会社スマサポ
代表取締役
社長 小田慎三

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、電子提供措置をとっており、その内容であります電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに「第14回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sumasapo.co.jp/ir/meeting.php>



東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）又は証券コード（9342）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 言

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都中央区八重洲1-3-7 ファーストフィナンシャルビル2F ベルサール八重洲 RoomF
3. 目的事項
- 報告事項 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書とインターネットにより、重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年12月18日(木)
午後6時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年12月19日(金)
午前11時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

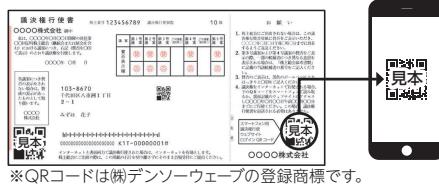
- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

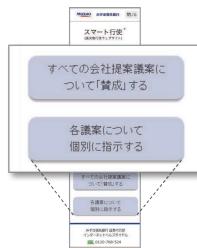
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは「株式会社ミツホ銀行」の登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

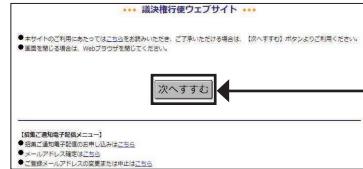
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

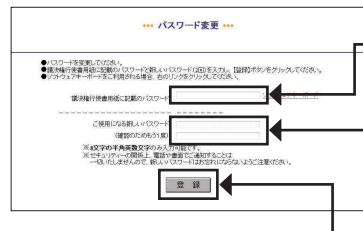
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 受付時間 年末年始を除く
午前9時～午後9時

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

おだ しんぞう
小田 慎三 (1969年10月15日生)

再任



●所有する当社の株式の数
32,300株

候補者番号

2

ふじい ゆうすけ
藤井 裕介 (1982年10月7日生)

再任



●所有する当社の株式の数
17,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 株式会社京都銀行入行
2011年10月 株式会社宅都入社
2016年9月 当社取締役就任
2021年12月 当社常務取締役就任
2023年1月 当社専務取締役就任
2023年5月 株式会社プラスサムジャパン取締役就任（現任）
2023年12月 当社代表取締役副社長就任（現任）

候補者とする理由

藤井裕介氏は、一貫して経営企画、財務、人事総務、情報システムとヒト・モノ・カネ・情報を中心にガバナンス領域の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社のさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

もり た
森田 まとる
(1978年7月31日生)

再 任



●所有する当社の株式の数
17,000株

候補者番号 4

むろ の その
室之園 かず や
和也 (1979年8月6日生)

再 任



●所有する当社の株式の数
17,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 株式会社エフビックス関西入社（現株式会社テイク-ワン）
2002年7月 株式会社宅都入社
2016年9月 当社取締役就任（現任）

候補者とする理由

森田団氏は、営業ソリューション全部門とアプリ開発を伴う企画開発を中心に成長戦略・事業戦略領域の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社のさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所
2011年9月 株式会社宅都入社
2017年2月 当社常勤監査役就任
2020年6月 当社取締役就任（現任）

候補者とする理由

室之園和也氏は、公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、当社の経理の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社のさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5

つの だ
角田 千佳 (1985年5月1日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月	野村證券株式会社入社
2010年10月	株式会社サイバーエージェント入社
2013年5月	株式会社エニタイムズ代表取締役就任（現任）
2016年9月	株式会社アドベンチャー監査役就任（現任）
2019年9月	株式会社Qnoir取締役就任
2019年12月	一般社団法人Startup Lady協会理事就任
2021年12月	当社取締役就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

●所有する当社の株式の数 ー株

角田千佳氏は、会社経営者として培った豊富な知識と経験を有しており、これまでの知見を活かし当社の企業価値の向上を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 角田千佳氏は社外取締役候補者であります。
3. 角田千佳氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、取締役候補者角田千佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
5. 当社は、角田千佳氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額としております。角田千佳氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリクス

議案が原案どおり承認可決されると、当社の取締役の構成及びその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

	企業経営	業界の知見	営業マーケティング	経営戦略立案	ITデジタル	財務・会計	法務リスク管理
小田 慎三	●	●	●	●	●		●
藤井 裕介	●	●	●	●		●	●
森田 団	●	●	●	●	●		
室之園 和也	●	●		●		●	●
角田 千佳	●		●	●	●		●

※上記一覧表は、取締役（候補者）が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

おか だ よし や
岡田 良哉 (1979年5月14日生)

再 任



●所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2005年12月 中央青山監査法人入所
2007年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年10月 蝶理株式会社入社
2015年5月 岡田良哉会計事務所設立（現任）
2020年6月 当社常勤監査役就任（現任）

社外監査役候補者とする理由

岡田良哉氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計・内部統制に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、取締役の職務の執行の監査に充分な役割を果たすことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
岡田良哉氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年6ヵ月となります。

候補者番号 2

なが い ふみ たか
永井 文隆 (1977年2月20日生)

再 任



●所有する当社の株式の数
10,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2005年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年8月 永井文隆公認会計士事務所設立（現任）
2015年6月 クルーズ株式会社社外取締役就任（現任）
2018年6月 株式会社AURUM代表取締役社長就任（現任）
2019年12月 当社監査役就任（現任）
2021年2月 株式会社POPER社外監査役就任（現任）

社外監査役候補者とする理由

永井文隆氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有しており、取締役の職務の執行の監査に充分な役割を果たすことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
永井文隆氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

候補者番号 3

おお もり
大森 さや か
彩香 (1978年9月28日生)

再 任



●所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2006年10月	三宅・今井・池田法律事務所入所
2008年10月	ウィザーズ総合法律事務所入所
2009年6月	クルーズ株式会社社外監査役就任
2011年9月	濱田法律事務所入所
2012年1月	公益財団法人日本数学検定協会監事就任（現任）
2019年12月	当社監査役就任（現任）
2021年4月	株式会社INGS社外取締役就任（現任）
2024年4月	大森法律事務所設立（現任）

社外監査役候補者とする理由

大森彩香氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもった経営の監視と有効な助言を期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

大森彩香氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
4. 当社は、岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額としております。岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

■ 事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、穏やかな回復が続くことが期待されております。一方で、米国の通商政策の影響による景気下振れリスクや、物価上昇の継続による消費者マインドの低下が個人消費に与える影響、さらに金融・資本市場の変動など、依然として不確実性の高い経済環境が続いております。

当社が主にサービスを提供する不動産業界におきましては、入居者のライフスタイルの多様化や都心部を中心とした堅調な需要を背景に、既存物件の稼働率はおおむね安定的に推移しております。今後もインバウンド需要の持続や企業活動の回復により、底堅い市場環境が見込まれる一方で、デジタル技術を活用した業務効率化やサービス品質向上へのニーズは、ますます高まりを見せております。

このような状況の下、当社の主力サービスである「スマサポサンキューコール」及び入居者アプリ「totono」につきましては、引き続き高い需要を維持しております。「スマサポサンキューコール」においては、コンタクト数は前期比でわずかに減少したものの、提案商材の拡充等によるアップセルが奏功し、顧客単価は上昇基調で推移いたしました。また、入居者アプリ「totono」におきましては、従来のtotono1.0に入居者対応業務のアウトソーシングを付加したtotono2.0の販売に注力いたしました。totono2.0では、入居者とのチャット対応業務を当社が代行することで、管理会社が本来注力すべきコア業務へリソースを集中できる環境を創出いたします。同時に、入居者の満足度に直結する迅速な問題解決を実現しております。今後も、管理会社と入居者の双方にとって付加価値の高いサービスを提供すべく、totono2.0の機能拡充及び導入促進に引き続き取組んでまいります。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は以下のとおりとなりました。

区分	前事業年度 自2023年10月1日 至2024年9月30日	当事業年度 自2024年10月1日 至2025年9月30日	増減額	前事業年度比
売上高 (千円)	2,674,994	2,816,558	141,563	105.3%
営業利益 (千円)	108,419	190,339	81,920	175.6%
当期純利益 (千円)	106,095	130,228	24,132	122.7%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は105,410千円であり、その主な内容はソフトウェアに対する投資であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社では対処すべき課題として以下の項目に取組んでおります。

① 景気の動向（景況感）等について

当社の「スマサポサンキューコール」は、入居者に対し、入居時のお礼や満足度アンケート調査の実施を代行するとともに、生活に必要な各種ライフラインサポート等の案内を手掛けるサービスであり、経済情勢の悪化、消費意識の低下による個人消費の低迷や取扱い商材に関連する市況の動向等によって、事業や経営成績に影響を与える可能性があります。

当社では、それらの顕在化リスクに備え収益性や健全性を確保するとともに、景気の動向（景況感）等の把握に努め、必要な対応を適時に取れる体制を構築してまいります。

② 入居者アプリ「totono」について

当社では、不動産管理会社と入居者との連絡を円滑にし、断水やエレベーターの点検等の必要な情報の提供や入居者からの相談事等を双方で情報交換できる入居者アプリ「totono」の利用促進を図り、不動産管理会社の事業効率化を図っておりますが、入居者アプリ「totono」の普及が想定を下回る、或いは不動産管理会社や入居者のニーズを入居者アプリ「totono」の機能に十分に織り込めなかった場合には、当社の事業に影響を与える可能性があるため、重要なリスクと認識しております。

当社では、顧客ニーズの把握を徹底的に行うことで、当社の特徴でもある不動産管理会社が利用しやすい機能の拡充を行うことに努めてまいります。

③ システム障害等について

当社の運営するアプリ・サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障をきたす可能性があります。現在、全てのサーバーに関してクラウドサービスへの移行を行っておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社サービスの提供に支障をきたす可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があるため、特に重要なリスクと認識しております。

当社では、事業を安定的に継続させるために、障害発生時の社内体制の構築等を行うことでリスク顕在化の際の影響度低減に努めております。

④ 新規事業展開に伴うリスクについて

当社では、入居者アプリ「totono」によるサービスを中心として、新規事業を展開する可能性があります。新規事業の展開にあたってはその性質上、計画どおりに事業が展開できず投資を回収できなくなる可能性や、当社の業績に影響を与える可能性があるため、重要なリスクと認識しております。

当社では、新たなサービス等については、取締役会、経営会議での十分な議論の上で取組むことによりリスクの低減に努めてまいります。

⑤ 業務委託先・外注先との契約の持続性について

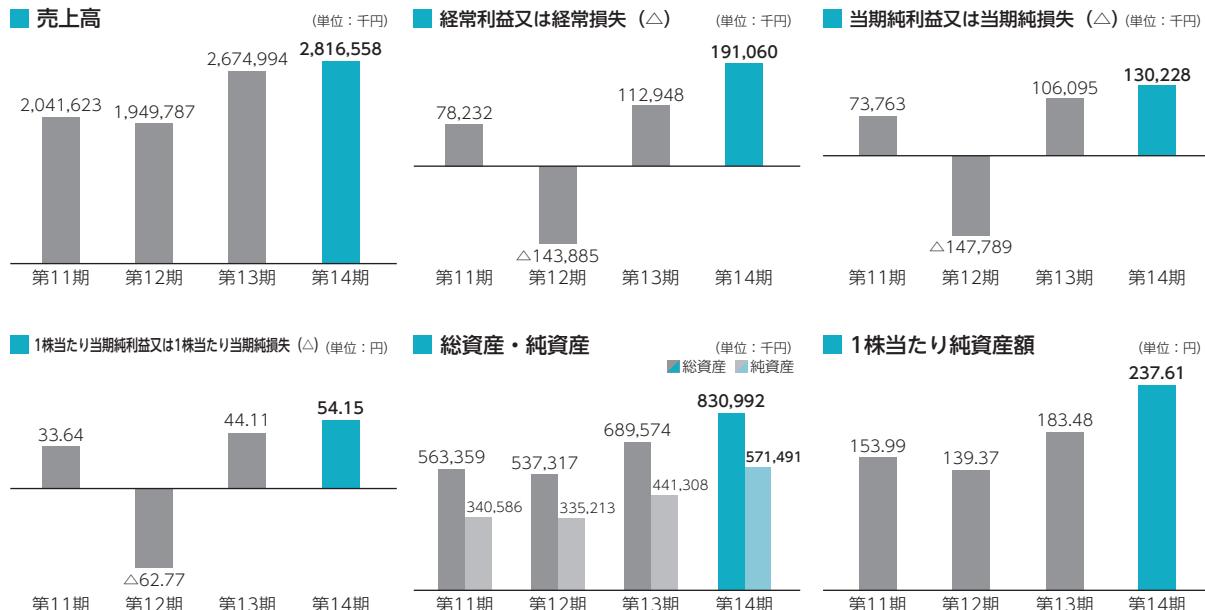
当社の入居者に対して新生活サポートを行う「スマサポサンキューコール」においては年間約28万5千コールの架電を行っております。大量の架電を要することから自社コールセンターだけでなく、複数の業務委託先に架電業務を委託しております。その業務委託先との契約関係が何らかの事情により持続されない場合には、業務フローの引き継ぎやフリーダイヤルの再設定等を他の業務委託先に対して行う必要があるため、業務継続に負荷がかかることから、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があるため、重要なリスクと認識しております。

当社では、複数の業務委託先コールセンターとの関係を良好に保つようとするほか、自社のコールセンターの拡充を図ることでリスクの低減に努めてまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区分	第11期 2022年9月期	第12期 2023年9月期	第13期 2024年9月期	第14期 (当事業年度) 2025年9月期
売上高 (千円)	2,041,623	1,949,787	2,674,994	2,816,558
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	78,232	△143,885	112,948	191,060
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	73,763	△147,789	106,095	130,228
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	33.64	△62.77	44.11	54.15
総資産 (千円)	563,359	537,317	689,574	830,992
純資産 (千円)	340,586	335,213	441,308	571,491
1株当たり純資産額 (円)	153.99	139.37	183.48	237.61

(注) 当社は、2022年7月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。



6. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

事業	主要製品
不動産管理会社向けソリューション提供事業	新生活サポート「スマサポサンキューコール」 入居者アプリ「totono」 鍵管理システム「スマサポ内覧サービス」 家賃保証サービス「sumai保証」

8. 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区
北海道オフィス	北海道札幌市中央区
和歌山白浜オフィス	和歌山県西牟婁郡白浜町
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
70 (5) 名	8名増 (2名増)

(注) 臨時雇用者は()内に年間の平均人數を外数で記載しております。

10. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式の総数 8,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,405,200株 (自己株式43株を含む)
3. 株主数 1,102名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社CABO DA ROCA	790,000 株	32.85 %
太田 卓利	443,300	18.43
大東建託パートナーズ株式会社	140,000	5.82
Hamagin DG Innovation投資事業有限責任組合	116,700	4.85
太田 玲	63,000	2.62
株式会社三好不動産	50,000	2.08
ENECHANGE株式会社	47,000	1.95
小田 慎三	32,300	1.34
衣笠 賢二	30,000	1.25
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合	25,000	1.04

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. 持株比率は自己株式(43株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2021年3月12日
新株予約権の数		1,600個
目的である株式の種類及び数		普通株式160,000株
新株予約権の払込金額		1,000円
新株予約権の行使期間		2021年4月1日から2031年3月31日まで
新株予約権の行使条件		<ol style="list-style-type: none">新株予約権者は、その行使時において、当社の役員、当社の従業員又は当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。新株予約権者は、それぞれ付与された本新株予約権の内2分の1については、当社が東証グロース市場へ新規上場した場合において、当該新規上場の日から2年を経過した時点以降、行使できるものとする。その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 160,000株 保有者数 4名

(注) 2022年7月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」が調整されております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小田 慎三	代表取締役社長	
藤井 裕介	代表取締役副社長	経営企画本部長 株式会社プラスサムジャパン取締役
森田 団	取締役	ソリューション営業本部長
室之園 和也	取締役	経営管理本部長
角田 千佳	取締役	
岡田 良哉	常勤監査役	
永井 文隆	監査役	
大森 彩香	監査役	

- (注) 1. 取締役角田千佳は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役角田千佳、監査役岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役角田千佳、監査役岡田良哉、永井文隆、大森彩香の各氏の重要な兼職の状況については、「4. 会社役員に関する事項6. 社外役員に関する事項①重要な兼職の状況と当該兼職先との関係」に記載のとおりであります。
5. 監査役岡田良哉は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役永井文隆は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各役員の報酬額は、取締役については報酬委員会の提言に基づいて取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。役員の報酬等は、金銭による基本報酬のみで構成されております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等の額は、取締役報酬については、2022年12月29日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内とすること、監査役報酬については、2019年12月27日開催の第8回定時株主総会において年額50,000千円以内とすることが、それぞれ決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬については、企業価値の中長期的・持続的な向上を目的として、職責に応じた適正な水準とすることとし、2021年12月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。具体的には、金銭による基本報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給しない方針であります。取締役会において報酬の総額を決議した上で、その配分の決定を代表取締役社長小田慎三に委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	80,865 (2,025)	80,865 (2,025)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,995 (13,995)	13,995 (13,995)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 期末日現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。

6. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況と当該兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	角田 千佳	株式会社エニタイムズ 代表取締役 株式会社アドベンチャー 監査役	取引関係はありません
社外監査役	岡田 良哉	岡田良哉会計事務所 代表	取引関係はありません
社外監査役	永井 文隆	永井文隆公認会計士事務所 代表 クルーズ株式会社 社外取締役 株式会社AURUM 代表取締役 株式会社POPER 社外監査役	取引関係はありません
社外監査役	大森 彩香	公益財団法人日本数学検定協会 監事 株式会社INGS 社外取締役 大森法律事務所 代表	取引関係はありません

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	角田 千佳	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、企業経営者として培われた幅広い経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、他社の経営経験者として期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外監査役	岡田 良哉	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的知見を活かし適宜発言をしております。 同様に、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席しております。
社外監査役	永井 文隆	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、様々な企業における役員経験や会計における専門的知見を活かし適宜発言をしております。 同様に、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席しております。
社外監査役	大森 彩香	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、法律的見地やコンプライアンスの側面から適宜発言をしております。 同様に、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席しております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりあります。

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインを率先垂範して遵守し、その重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- b. 当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取組み、リスク管理体制を構築する。
- b. 当社は、代表取締役社長が、当社のリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
- c. リスクマネジメント担当部署は、当社に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- d. 当社のリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を隨時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
- b. 業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
- c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。

⑤ その他の当社における業務の適正を確保するための体制
監査役と内部監査担当が緊密に連携し、当社の業務監査を実施する。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらないことを自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加入し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることのできる体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社の各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

7 剰余金の配当に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、成長過程にある現時点の当社においては、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えており、創業以来配当は行っておりません。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、期末配当の年1回を基本方針としております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、具体的に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額		
(資産の部)					
流動資産	528,162	流動負債	255,931		
現金及び預金	372,651	買掛金	65,183		
売掛金	77,295	未払金	35,019		
商品	16,457	未払費用	14,420		
前払費用	13,027	未払法人税等	38,219		
立替金	30,946	未払消費税等	22,937		
その他	25,091	預り金	17,143		
貸倒引当金	△7,308	前受収益	20,861		
固定資産	302,830	賞与引当金	36,150		
有形固定資産	2,279	その他	5,997		
建物	0	固定負債	3,569		
工具、器具及び備品	2,279	保証履行引当金	1,869		
無形固定資産	253,311	資産除去債務	1,700		
ソフトウエア	238,072	負債合計	259,501		
ソフトウエア仮勘定	15,238	(純資産の部)			
投資その他の資産	47,239	株主資本	571,491		
関係会社株式	14,500	資本金	213,707		
長期前払費用	802	資本剰余金	203,707		
繰延税金資産	21,548	資本準備金	203,707		
その他	10,388	利益剰余金	154,121		
資産合計	830,992	その他利益剰余金	154,121		
		繰越利益剰余金	154,121		
		自己株式	△46		
		純資産合計	571,491		
		負債・純資産合計	830,992		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	2,816,558
売上原価	1,786,522
売上総利益	1,030,035
販売費及び一般管理費	839,696
営業利益	190,339
営業外収益	
受取利息	483
受取手数料	168
償却債権取立益	791
その他	72
	1,515
営業外費用	
支払利息	793
その他	0
	794
経常利益	191,060
特別損失	
固定資産除却損	187
	187
税引前当期純利益	190,873
法人税、住民税及び事業税	44,391
法人税等調整額	16,253
	60,644
当期純利益	130,228

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2024年10月1日残高	213,707	203,707	203,707
事業年度中の変動額			
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2025年9月30日残高	213,707	203,707	203,707

	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		自己株式		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
2024年10月1日残高	23,893	23,893	—	441,308	
事業年度中の変動額					
当期純利益	130,228	130,228	—	130,228	
自己株式の取得	—	—	△46	△46	
事業年度中の変動額合計	130,228	130,228	△46	130,182	
2025年9月30日残高	154,121	154,121	△46	571,491	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～5年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 保証履行引当金

家賃保証の履行による損失に備えるため、当事業年度末日における将来の損失発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 商品の販売

鍵管理システム「スマサポ内覧サービス」の販売をしております。商品に対する支配は引き渡し時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) アプリ提供サービス

顧客に入居者アプリ「totono」や鍵管理システム「スマサポ内覧サービス」開閉のためのアプリを提供しております。これらは契約期間にわたり履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

(3) 家賃保証サービス

賃貸入居者の連帯保証人を代行するサービスを提供しております。これらは保証契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

(4) 取次手数料及び紹介手数料

「スマサポサンキューコール」は、入居者へ新生活サポートを行うとともに各種サービスの販売を行っております。入居者が申し込んだサービスが成約した場合、サービス提供会社から取次手数料を收受しますが、これらはサービス提供会社が当社の成果を認めた一時点で収益を認識しております。また、外部委託先に入居者を紹介した場合、外部委託先がサービス提供会社から取次手数料を收受し、当社は外部委託先から紹介手数料を收受しますが、これらは外部委託先が当社の成果を認めた一時点で収益を認識しております。なお、サービス提供会社に取り次いだ賃貸入居者が早期に解約を行った場合、サービス提供会社に取次手数料の返金を要する契約については、予想返金額を収益から控除しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,279千円
無形固定資産	253,311千円
減損損失	— 千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされる資産又は資産グループについて、主に当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額については、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。主要な仮定である売上高の予測は、期末時点において入手可能な情報をもとに策定を行っておりますが、市場環境の悪化等により収益性が低下した場合には、減損損失が計上される可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 当座貸越契約

当社は、運転資金のより効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当事業年度 (2025年9月30日)	
当座貸越極度額	700,000 千円
借入実行残高	— 千円
差引額	700,000 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

32,450千円

3. 保証債務

貸借人の支払家賃等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

当事業年度 (2025年9月30日)	
債務保証額（月額）	418,957千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	— 千円
短期金銭債務	19,715千円

損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「個別注記表（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

一千円

売上原価

198,101千円

販売費及び一般管理費

20,300千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

2,405,200株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

43株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

160,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,268千円
賞与引当金	11,069千円
保証履行引当金	572千円
未払事業税	1,111千円
返金負債	1,317千円
減価償却超過額	3,549千円
資産除去債務	520千円
税務上の繰越欠損金	2,369千円
その他	2,018千円
繰延税金資産小計	24,797千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,103千円
評価性引当額小計	△3,103千円
繰延税金資産合計	21,693千円
繰延税金負債	
返品資産	△144千円
繰延税金負債合計	△144千円
繰延税金資産純額	21,548千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に照らして、必要な資金（主に短期借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従って、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て短期の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、財務ユニットが適時に資金繰り計画を作成及び更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約やコミットメントライン契約を締結することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「立替金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	14,500

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	372,651	—	—	—
売掛金	77,295	—	—	—
立替金	30,946	—	—	—
合計	480,893	—	—	—

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年9月30日)
一時点で移転される財及びサービス	2,209,773
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	529,688
顧客との契約から生じる収益	2,739,461
その他の収益	77,097
外部顧客への売上高	2,816,558

(注)「その他の収益」には、収益認識会計基準への適用範囲外（収益認識会計基準第3項）である企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく「家賃保証」から生じる収益が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	59,600
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	77,040
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	14,500 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	40,440 千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	8,031 千円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（個人） が議決権の過半数 を所有している会 社（当該会社の子 会社を含む）	株式会社TAKUTO (注2)	100,000	不動産業	—	営業上の 取引	手数料の受取 等（注1）	151,503	売掛金	17,447
						手数料の支払 (注1)	9,489	買掛金	178

- （注） 1. 価格その他の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
2. 当社の主要株主太田卓利が議決権の100%を間接所有しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円61銭
1株当たり当期純利益	54円15銭

■ 監査報告

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社スマサポ[®]
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 平 塚 博 路

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 俣 野 朋 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スマサポの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月20日

株式会社スマサポ[®] 監査役会
社外監査役 岡 田 良 哉 
社外監査役 永 井 文 隆 
社外監査役 大 森 彩 香 

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区八重洲1-3-7

ファーストフィナンシャルビル 2F ベルサール八重洲RoomF



最寄駅の ご案内

日本橋駅……A7出口直結（東西線、銀座線、浅草線）

大手町駅……B10出口徒歩2分（丸ノ内線、東西線、千代田線、半蔵門線、三田線）

三越前駅……B3出口徒歩3分（半蔵門線、銀座線）

東京駅……八重洲北口徒歩4分 (JR線)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。